

Twitter 利用ガイドライン

〔平成24年12月18日〕
図書館長裁定

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）の Twitter 利用について定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館が Twitter を利用し情報発信する目的は、図書館に関するタイムリーな情報を多くの人に手軽にかつ迅速に知ってもらうことにある。

(運営時間)

第3条 原則として情報発信は学術情報チームが勤務時間内に随時行うものとする。

(ツイートの方針)

第4条 情報発信は次の各号に掲げる書式とする。

- (1) なるべく柔らかい口語調で行う。
- (2) リツイートされやすくするため本文は 50 文字程度とする。
- (3) 添付する写真サイズは 320*320 程度とする。

2 情報発信内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 愛媛大学図書館関係イベントの開催情報。
- (2) 愛媛大学図書館ホームページ及び愛媛大学図書館リポジトリの更新情報。
- (3) ホームページのお知らせに載せていない、タイムリーな情報。
- (4) その他周知の必要性が高い情報。

(ツイート内容の事前承認)

第5条 図書館のアカウント (Ehime_Univ_Lib) で発信する情報の内、次の各号に掲げる事項以外は事前に承認を得る。

- (1) あらかじめ定型文として承認を得たもの。
- (2) 緊急性の高い情報。
- (3) 愛媛大学公式アカウント発信内容の引用。

(フォローの相手)

第6条 フォローの相手は次の各号に掲げるアカウントとし、一般のユーザーはフォローしない。

- (1) 愛媛大学公式アカウント。
- (2) 関連機関の公式アカウント。
- (3) 相互利益が期待できるアカウント。

(リツイートの内容)

第7条 愛媛大学や図書館が関係する情報や、図書館関係の情報で、図書館としても価値が高いと思われるものについては積極的にリツイートを行う。

(返信について)

第8条 Twitter 上で返信はしない旨プロフィール欄に明記する。その上で、問い合わせが来た時の対処は図書館事務課において協議する。

(トラブルの防止)

第9条 トラブルの防止として次の各号に掲げる事項を行う。

(1) ほかの利用者の投稿を引用することや、第三者が管理・運用するページへのリンクを掲載することは、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性もあるので、慎重に行う。

(2) 成りすまし防止のために、Twitter アカウントのプロフィール欄等に愛媛大学図書館のホームページの URL を記載し、愛媛大学図書館ホームページからも Twitter のアカウントに対してリンクをする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成25年1月1日から施行する。
- 2 このガイドラインは必要に応じて見直し、時代や状況の変化に適切に対応する。
- 3 「Twitter 利用 (試行版) ガイドライン」(平成24年3月28日図書館長裁定)は、廃止する。